



IFRS[®]

Accounting

2022年12月

プロジェクト報告書及びフィードバック・ステートメント
IFRS会計基準

適用後レビュー

IFRS第9号「金融商品」—分類及び測定

適用後レビュー

国際会計基準審議会（IASB）は、新たな IFRS 会計基準書（会計基準書）又は大規模な修正の公表後、財務報告を改善する必要性を示す証拠があれば、対応できるように用意している。この証拠は、さまざまなメカニズムから生じる可能性があるが、その 1 つが適用後レビューである。

このプロジェクト報告書及びフィードバック・ステートメント（報告書）は、IFRS 第 9 号「金融商品」— 分類及び測定 of 適用後レビュー（適用後レビュー）において、IASB が完了した作業及び至った結論を要約したものである。

目次

概要	4
今回の適用後レビューに関する IASB の結論	
適用後レビューの結果	
イントロダクション	6
適用後レビュー	
適用後レビューの目的	
IFRS 第 9 号の公表時における IASB の目的— 分類及び測定	
日程	
詳細情報	
第 1 フェーズ— 事項の識別及びフィードバックの収集	8
検討すべき事項の識別	
第 1 フェーズからのフィードバック	
第 2 フェーズ— 発見事項及び IASB の対応の要約	10
証拠の収集	
証拠の評価に対するアプローチ	
全体的な結論	
結果	
付録 A— 情報要請における質問	14
付録 B— IASB が証拠を収集した方法	20
情報要請を通じた公開協議	
利害関係者との対話	
学術研究のレビュー	

付録 C—フィードバックの要約及び IASB の対応

23

分類及び測定

金融資産の管理に関する事業モデル

契約上のキャッシュ・フローの特性

資本性金融商品及びその他の包括利益

金融負債及び自己の信用

契約上のキャッシュ・フローの条件変更

償却原価及び実効金利法

経過措置

その他の事項—金融資産又は金融負債の決済としての電子送金

その他の事項—その他の適用上の疑問点

付録 D—適用後レビューの日程

35

概 要

IASB は、IFRS 第 9 号「金融商品」—分類及び測定の見直しを 2020 年から 2022 年に実施した。

この見直しの見直しの目的は、新しい要求事項の適用が財務諸表利用者、作成者、監査人及び規制当局に与えた影響が、IASB が当該要求事項を開発した際に意図したものであるかどうかを評価することである。

この見直しの見直しは、IASB が将来の基準設定プロジェクトを行う際に有用となり得る教訓を得る機会も提供した。

今回の見直しに関する IASB の結論

IASB は、見直しの見直しにおいて収集した証拠を分析した結果、IFRS 第 9 号の分類及び測定に関する要求事項は意図されたとおりに機能していると結論を下した。特に、IASB は次のように結論を下した。

- 利害関係者は、新しい要求事項の目的又は原則の明瞭性又は適合性に関し根本的な疑問を持っていない。
- IFRS 第 9 号の要求事項は、概ね一貫して適用することができ、財務諸表利用者には有用な情報を提供している。しかし、いくつかの領域では要求事項の理解可能性を改善するための明確化が必要である（「見直しの見直しの結果」のセクション参照）。
- IFRS 第 9 号の分類及び測定に関する要求事項の適用又は監督（エンフォースメント）の際にも、企業が提供するよう会計基準が要求している情報の利用又は監査の際にも、利害関係者に予想外のコストは生じていない。

見直しの見直しの結果

できるだけ早く対応することが必要な事項

IASB は、見直しの見直しにおいて識別した事項に対し、本報告書の 11 ページから 12 ページに記載しているアプローチを適用し、できるだけ早く対応することが必要な事項として以下を識別した。

- ESG 連動要素のある金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価（25 ページにある本報告書の付録 C の表 C3 参照）¹
- 金融資産又は金融負債の決済としての電子送金（33 ページにある本報告書の付録 C の表 C9 参照）

IASB は、ESG 連動要素のある金融資産に関する利害関係者のフィードバックに適時に対応するため、契約上のキャッシュ・フローの特性の評価の明確化を検討する基準設定プロジェクトを 2022 年 6 月に開始した。

¹ ESG は「環境、社会及びガバナンス」を意味している。

また、IASB は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に含まれる補完的な開示要求についても開発を行う。当該開示要求案は、金融資産及び金融負債の契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件に関する有用な情報を財務諸表利用者に提供することになる。

IASB は、情報要請及び関連する IFRS 解釈指針委員会の暫定的なアジェンダ決定の両方に対して利害関係者から指摘された懸念に対応し、電子送金に関して IFRS 第 9 号の修正を提案することを決定した。利害関係者の懸念は、IFRS 第 9 号における認識の中止の要求事項を、電子送金を通じた金融資産又は金融負債の決済に適用することで生じる可能性のある結果に関するものであった。

IASB は、次のような基準設定を要するその他の事項も識別したが、これらは必ずしも優先度の高い事項には分類されなかった。

- 契約上リンクしている金融商品への契約上のキャッシュ・フローの特性の評価の適用に関する明確化 (25 ページにある本報告書の付録 C の表 C3 参照)。なお、契約上リンクしている金融商品についての要求事項は、契約上のキャッシュ・フローの特性に関する一般的な要求事項の明確化の一部であるため、合わせて検討する必要がある。
- 純損益ではなくその他の包括利益に表示した (OCI 表示の選択) 資本性金融商品の公正価値変動に関する開示 (26 ページから 27 ページにある本報告書の付録 C の表 C4 参照)。これらの追加的な開示は、コストと財務諸表利用者に対する便益とのより良いバランスを提供し、これらの投資の業績に関して、より透明性の高い情報を提供することになる。

これら 2 つの事項は、それ自体では即時の対応を要するものではないが、IASB は、最も効率的なアプローチは、単一の公開草案において、このセクションに示した事項に関する修正案を示すことであると決定した²。このアプローチは、利害関係者が IASB の提案に対して高品質のフィードバックを提供し、会計基準の変更を適用するうえでのキャパシティを考慮したものである。

リサーチ・パイプラインに追加すべき事項

IASB は、償却原価測定並びに金融資産及び金融負債の条件変更に関する発見事項を優先度中に分類した。IASB はリサーチ・パイプラインに、実効金利法の適用に関する要求事項 (30 ページから 31 ページにある本報告書の付録 C の表 C7 参照) 並びに金融資産及び金融負債の条件変更に関する要求事項 (29 ページにある本報告書の付録 C の表 C6 参照) を効果的な方法で明確化できるかどうかを検討するプロジェクトを追加することを決定した。

追加の対応が必要とされない事項

IASB は、今回の適用後レビューで識別されたその他の事項については、追加の対応は必要ないと決定した。

本報告書の付録 C は、適用後レビューで識別された事項のそれぞれに関するフィードバックの要約及び IASB の対応を示している。

² IASB は、公開草案を [IFRS 第 9 号の分類及び測定](#)の要求事項を明確化するプロジェクトの一部として公表することを計画している。

イントロダクション

適用後レビュー

適用後レビューは、IFRS 財団のデュー・プロセスにおける必須の手続である。IASB は、新しい会計基準書又は会計基準書の大規模な修正のそれぞれについて適用後レビューを実施することが要求される。これらのレビューは、新しい要求事項の適用が、財務諸表利用者、作成者、監査人及び規制当局に与えた影響が、IASB が当該要求事項を開発した際に意図したものであるかどうかを IASB が評価するのに役立つ。

IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」は、適用後レビューの 2 つのフェーズを示している。両方のフェーズにおいて、IASB は関連性のある学術研究及びその他の報告書をレビューする。

- 第 1 フェーズでは、IASB は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）、IASB の諮問グループ及び他の利害関係者との議論を通じて検討すべき事項を識別する。IASB は、適用後レビューの第 1 フェーズで識別された事項について公開協議を行う。
- 第 2 フェーズでは、IASB は、公開協議に寄せられたコメントと、追加的な分析及び他の協議活動から収集した情報を合わせて検討する。

適用後レビューは、IASB が発見事項を提示し、レビューの結果として行うことを計画する手続（もしあれば）を示した時点で終了する。

適用後レビューの目的

IASB が新しい要求事項を公表する際には、当該要求事項から生じる可能性が高い便益とコストについての影響分析を含める。コストは、当初の及び継続的な財務上及びその他のコストで構成される。

適用後レビューの目的は、企業が新しい要求事項を適用する場合に提供される情報が、財務諸表利用者、作成者、監査人及び規制当局に対し、IASB がその新しい要求事項を開発した際に意図した形で影響を与えているかどうかを評価することである。

適用後レビューの間に、IASB は、新しい要求事項を開発した際に検討した重要な事項又は議論の多い事項を再検討する。また、新しい要求事項を適用する企業が、当該要求事項の公表以降に生じた市場における進展によって、どのように影響を受けるのかも考慮する。重要な事項又は議論の多い事項に関するフィードバック及び市場における進展による影響は、本報告書の付録 C に他のフィードバックとともに含まれている。

IASB は、次のことを決定することによって適用後レビューを完了する。

- 新しい要求事項が概ね意図されたように機能しているかどうか。新しい要求事項のコアとなる目的や原則の明瞭性と適合性に関する根本的な疑問がコメント提出者から寄せられた場合には、要求事項が意図されたとおりに機能していないことが示唆される。
- 利害関係者が、新しい要求事項の適用に関して対応を要する具体的な疑問点を有しているかどうか。なお、利害関係者が具体的な適用上の疑問点を有している場合であっても、IASB は、新しい要求事項が意図さ

れたように機能していると結論を下す場合があるが、それらの適用上の疑問点が、IASB が追加的な行動を取るうえで判断規準を満たす場合には、IASB はそうした適用上の疑問点に対応する（セクション「証拠の評価に対するアプローチ」参照）。

適用後レビューは基準設定プロジェクトではなく、自動的に基準設定に繋がるものではなく、また、あらゆる適用上の疑問点を解決することを意図するものでもない。

しかし、適用後レビューにより、新しい要求事項、基準設定プロセス、又は会計基準書の構成に対して加える余地のある改善が識別される場合がある。

IFRS 第 9 号の公表時における IASB の目的 — 分類及び測定

IFRS 第 9 号「金融商品」は、企業が開示する情報の目的適合性及び財務諸表利用者にとっての理解可能性を高めるように、金融商品に関する報告要求事項を改善することを目的として開発された。IFRS 第 9 号は、要求事項の重要な領域を反映した 3 つの区分された段階（すなわち、分類及び測定、減損、ヘッジ会計）に分けて公表された。

IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項を公表した際の IASB の目的は、金融商品に関する財務報告を改善することであった。その目的を達成するため、IASB は、金融資産について当該資産が管理されている事業モデル及びキャッシュ・フローの特性を反映する単一の分類及び測定アプローチを提供した。また、IASB は、企業の事業モデルの変更を反映する分類変更のアプローチを導入し、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」でのより複雑な分類変更のルールを置き換えた。

IFRS 第 9 号はまた、公正価値オプションで指定した金融負債の信用リスクの変動の影響をその他の包括利益に表示することを企業に要求している。この要求は、発行者が自己の債務を公正価値で測定することから生じる純損益のボラティリティ（いわゆる「自己の信用」問題）への対応であった。

日程

今回の適用後レビューの日程は、本報告書の付録 D に示している。

詳細情報

本プロジェクトに関するより詳細な情報（公開会議の録画を含む）は、IFRS 財団の [ウェブサイト](#) で入手可能である。

第1フェーズ – 事項の識別及びフィードバックの収集

検討すべき事項の識別

適用後レビューの第1フェーズを通じて、IASBは、情報要請において検討すべき事項を識別した。これには、資本性金融商品に対する投資に係るOCI表示オプションに関する具体的な検討（26ページから27ページにある本報告書の付録Cの表C4参照）が含まれており、これはIFRS第9号「金融商品」の開発中に議論の多かった事項であった。検討すべき事項を識別するために、IASBは次のことを行った。

- 広範囲の利害関係者及び他の諮問機関と協議するための、20以上の会議への出席
- 学術研究及びその他の文献のレビュー
- IFRS第9号とともに公表された資料（委員会が公表したアジェンダ決定を含む）のレビュー³

IASBは、IFRS第9号の分類及び測定に関する要求事項を適用することによる影響（特に、資本性金融商品に対する投資に係るOCI表示オプションの影響）についての追加的なりサーチも要請した。IASBは、これによりもたらされた論文の公表について、著名な学術誌と協力した。

本報告書の付録Bは、IASBが今回の適用後レビューのための資料を収集した方法を要約している。



第1フェーズからのフィードバック

適用後レビューの第1フェーズからのフィードバックは、次のような証拠を提供した。

- 利害関係者は、分類及び測定の要求事項は実務においてうまく機能しており、従前のIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の下で適用していたルール・ベースのアプローチに対する改善となっていることについて、概ね同意した。
- 利害関係者の観察によれば、IFRS第9号で導入された分類及び測定の要求事項を適用した場合の金融資産の分類方法の変更は、多くの場合、IAS第39号との比較において限定的である。
- 財務諸表利用者及び学術研究者は、IFRS第9号の要求事項の一部は複雑で理解が困難であると考えたが、

³ レビューした学術研究及びその他の文献に関する詳細は、2021年7月のIASB会議の[アジェンダ・ペーパー3](#)参照

金融商品の会計処理に伴う固有の複雑性があることを認めた。

● 第1フェーズ—事項の識別及びフィードバックの収集（続き）

利害関係者は、ESG 連動要素のある金融資産等の特定の適用上の事項について一貫してコメントし、IASB に対して次のことを要望した。

- 要求事項の特定の領域について、適用指針又は一貫した適用を支援するための明確化を追加することによる便益があるかどうかを検討すること。
- 要求事項の特定の領域の背景にある考え方について再検討を行うこと。一部の利害関係者は、IASB が IFRS 第9号を開発した際の考え方に対して引き続き反対している（例えば、その利害関係者の概念的な見解がIASBの見解と異なっているという理由で）。

第1フェーズからのフィードバックに基づいて、IASB は情報要請に含めるべき具体的な事項を識別した。具体的な適用上の疑問点が指摘された事項又は IFRS 第9号の開発中に重要であった事項について、IASB は、これらの事項を利害関係者に注目させるため、情報要請に「スポットライト」のボックスを含めた。IASB は、より多くの情報を望んだ事項のそれぞれについて質問を行った。本報告書の付録 A は、情報要請において問われた質問を示している。

第2フェーズ—発見事項及びIASBの対応の要約

証拠の収集

適用後レビューの第2フェーズを通じて、IASBは情報要請で質問した事項についての証拠を収集した。なお、IASBはこれらの証拠として次の3つの主要な源泉に依拠している。

- 情報要請を通じた公開協議
- 利害関係者との追加的な会議
- 資本性金融商品に対する投資に係るOCI表示オプションの影響についてのリサーチの要請に基づく追加的な学術文献のレビュー⁴

本報告書の付録Bは、IASBが適用後レビューについての証拠をどのように収集したかを要約している。

証拠の評価に対するアプローチ

IASBは、適用後レビューの第2フェーズにおける事項の識別及び優先度評価について、2段階のアプローチを適用した。当該アプローチに基づき、IASBは次のことを評価した。

- 追加の対応を要する事項かどうか
- それらの事項の優先度をどのように評価すべきか

追加の対応を要する事項であるかどうかの評価

IASBは、次のような証拠があった場合には、優先度評価規準に従い、対応を行った。

- 利害関係者が、新しい要求事項の目的又は原則の明瞭性又は適合性に関し根本的な疑問を持っている。
- 財務諸表利用者が、企業が新しい要求事項を適用することにより提供される情報による便益は、予想を著しく下回ると考えている（例えば、適用の不統一が頻繁に見られることにより）
- 企業が、新しい要求事項の一部又は全体の適用、適用に関する監査及び当局による監督（エンフォースメント）に係るコストは予想を著しく上回っている（又は新しい要求事項の公表以降の市場における進展により、当該要求事項を一貫して適用することが高コストとなった）と考えている。

追加の対応を要する事項の優先度評価

IASBは、適用後レビューを通じて収集した情報が以下に関する証拠を提供した程度に応じて、各事項の優先度を高、中又は低と評価した。

- 当該事項は、重大な影響を有していたか。
- 当該事項は、幅広く報告されていたか。
- 当該事項は、IASB又はIFRS解釈指針委員会が効果的に対応できる財務報告上の論点から生じたものか。
- 対応することによる便益はコストを上回ると見込まれるか。これを判断するうえで、IASBは、更新後の要求事項の適用が企業にどのくらい混乱を生じさせコストを要するものであるか及び当該事項の財務諸表利用者にとっての重要度を検討した。

⁴ 識別された追加の学術研究については、2022年6月のIASB会議の[アジェンダ・ペーパー3B](#)で議論されている。

● 第2フェーズ—発見事項及びIASBの対応の要約（続き）

IASBは、適用後レビューの第2フェーズにおいて識別した事項への対応の優先度を、表1に示した特徴に基づき評価した。

優先度	行う対応	その優先度レベルが適用される事項
高	できるだけ早く	次のいずれかに該当する事項に適用するが、IASBはこの区分を使用することは稀であると見込んでいる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 新しい要求事項のコアとなる目的や原則に関連しており、適用後レビューにおいて当該要求事項は意図されたとおりに機能していないという結論にIASBが達する。 ● 優先度評価規準の大半がかなりの程度存在し、対応することの便益がコストを上回ると見込まれ、かつ、解決策が緊急に必要とされている。
中	次回のアジェンダ協議の前に対応するため、IASBのリサーチ・パイプライン又はIFRS解釈指針委員会のパイプラインに追加	優先度評価規準の大半がかなりの程度存在し、対応することの便益がコストを上回ると見込まれる。
低	次回のアジェンダ協議において考慮し、当該アジェンダ協議に対するフィードバックについての審議の中でIASBが対応を行うものと決定する場合には検討を実施	次のような事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 優先度評価規準のいくつかがある程度存在し、かつ、 ● 残りの優先度評価規準が存在しないか又は優先度評価規準が存在しているかどうかの結論を下すための十分な情報がない。
対応しない	該当なし	IASBが作業の優先度評価に使用する規準のうちの少数を示すか又は全く示さない事項。この区分に属する事項は、次の場合を除いて検討されない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 利害関係者が、将来のアジェンダ協議に対するフィードバックにおいて当該事項を優先事項として識別し、かつ、 ● IASBが、アジェンダ協議に対するフィードバックに関する審議において対応を行うことを決定する。

第 2 フェーズ—発見事項及び IASB の対応の要約（続き）

全体的な結論

IASB は、適用後レビューの第 2 フェーズで収集した証拠を検討した結果、IFRS 第 9 号「金融商品」の分類及び測定に関する要求事項は意図されたとおりに機能していると結論を下した

結果

IASB は、適用後レビューを通じて識別した事項に本報告書の 10 ページから 11 ページのアプローチを適用した。表 2 は、フィードバックに基づいて追加の対応を要すると IASB が決定した事項（できるだけ早く対応を要する事項とリサーチ・パイプラインに追加すべき事項とを区別している）及び IASB の対応を示している。

できるだけ早く対応を要する事項	結果
契約上のキャッシュ・フローの特性— ESG 連動要素	2022 年 5 月に、IASB は、ESG 連動要素のある金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価についての要求事項を明確化するための維持管理プロジェクトを開始することを決定した。IASB は、IFRS 第 9 号を適用する企業の間で多様な実務が定着する前に、この論点に対応することを意図している（情報要請の質問 3）。また、IASB は IFRS 第 7 号「金融商品：開示」における補完的な開示要求も開発する。
契約上のキャッシュ・フローの特性— 契約上リンクしている金融商品	2022 年 5 月に、IASB は、契約上リンクしている金融商品の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価についての要求事項を明確化することを決定した（情報要請の質問 3）。IASB はまた、この事項は優先度「高」とは評価されなかったが、最も効率的なアプローチは、単一の公開草案において、当該修正を含めるとともに ESG 連動要素のある金融商品についての要求事項を明確化する修正案を示すことであろうと決定した。 ⁵
金融資産又は金融負債の決済としての 電子送金	2022 年 10 月に、IASB は、金融資産又は金融負債の決済としての電子送金に関する適用上の疑問点（情報要請の質問 9）にできるだけ早く対応し、IASB の維持管理プロジェクトに含めることを決定した。IASB はまた、修正案を金融商品の分類及び測定の修正に関して公表を予定している公開草案に含めることが最も効率的であろうと決定した。

⁵ IASB は [IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項を明確化するプロジェクト](#)の一部として、公開草案を公表することを計画している。

第2フェーズ－発見事項及びIASBの対応の要約（続き）

表2－基準設定を要する事項の結果	
できるだけ早く対応を要する事項	結果
OCI表示オプションが適用されている資本性金融商品についての開示	2022年10月に、IASBは、OCI表示の選択を行った資本性投資の全体的な業績に関して企業が提供する情報の有用性及び透明性を増大させるためのIFRS第7号の修正を提案することを暫定的に決定した（情報要請の質問4）。IASBは、当該修正案を金融商品の分類及び測定その他の修正に関して公表を予定している公開草案に含めることが最も効率的であろうと決定した。
リサーチ・パイプラインに追加すべき事項	結果
償却原価測定	2022年7月に、IASBは、償却原価測定に関するプロジェクトをリサーチ・パイプラインに追加することを決定した。実効金利法の適用に関する要求事項（情報要請の質問7）並びに金融資産及び金融負債の条件変更に関する要求事項（情報要請の質問6）を効果的に明確化できるかどうかを検討するものである。 将来の基準設定プロジェクトにおいて、IASBはIFRS第9号－減損の適用後レビューを通じた潜在的な発見事項も考慮する。

IASBは、適用後レビューで識別されたその他の事項については追加の対応を要しないと決定した。

これらの事項のすべてに対するフィードバック及びIASBの対応の要約は、本報告書の付録Cに示している。

付録 A—情報要請における質問

表 A1—情報要請	
番号	質 問
1	<p>分類及び測定</p> <p>IFRS 第 9 号における分類及び測定の要求事項は次のようになっているか。</p> <p>(a) 企業が金融資産の測定を当該資産のキャッシュ・フロー特性及び企業が当該資産を管理すると見込んでいる方法に合わせることを可能にしているか。賛成又は反対の理由は何か。</p> <p>(b) 企業が財務諸表利用者に将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を提供する結果となっているか。賛成又は反対の理由は何か。</p> <p>IFRS 第 9 号で導入された分類及び測定の変更の影響に関する情報を提供されたい（金融商品に関する情報の作成、監査、監督（エンフォースメント）又は利用にあたっての継続的なコスト及び便益を含む）。</p> <p>この質問は、IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項に関してのコメント提出者の全体的な見解及び経験を当審議会が理解するのに役立つことを目的としている。情報要請のセクション 2 から 8 は、具体的な要求事項についてのより詳細な情報を求めている。</p>
2	<p>金融資産の管理に関する事業モデル</p> <p>(a) 事業モデルの評価は当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。</p> <p>金融資産を事業モデルの評価に基づいて分類し測定することを企業に要求することが、企業がキャッシュ・フローを生み出すために金融資産をどのように管理しているのかに関する有用な情報を財務諸表利用者に提供するという当審議会の目的を達成しているかどうかを説明されたい。</p> <p>(b) 事業モデルの評価は一貫して適用することができるか。賛成又は反対の理由は何か。</p> <p>IFRS 第 9 号における異なる事業モデルの区別は明確であるかどうか、及び企業が事業モデルを決定するにあたって考慮する証拠についての適用指針は十分であるかどうかを説明されたい。</p> <p>実務の不統一が存在する場合には、その不統一はどのくらい一般的であるのか及び企業の財務諸表に対する影響を説明されたい。</p> <p>(c) 事業モデルの評価から生じた予想外の影響はあるか。これらの影響はどのくらい重大か。</p> <p>事業モデルの評価のコストと便益を、財務諸表の作成者、財務諸表利用者、監査人又は規制当局にとっての財務報告上又は運用上の影響を考慮して、説明されたい。</p> <p>上記(a)から(c)に回答するにあたり、金融資産の分類変更に関する情報を含めていただきたい（情報要請のスポットライト 2 参照）。</p>

付録 A—情報要請における質問（続き）

表 A1—情報要請	
番号	質 問
3	<p>契約上のキャッシュ・フローの特性</p> <p>(a) キャッシュ・フロー特性の評価は当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。</p> <p>金融資産を当該資産のキャッシュ・フロー特性を考慮して分類し測定することを企業に要求することが、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を財務諸表利用者へ提供するという当審議会の目的を達成しているかどうかを説明されたい。</p> <p>コメント提出者の考えでは、IFRS 第 9 号を適用して SPPI ではないキャッシュ・フローを含んだ金融資産（すなわち、IFRS 第 9 号を適用して純損益を通じて公正価値で測定することを要求される資産）に関して、異なる測定アプローチの適用（すなわち、償却原価又は OCI を通じた公正価値の使用）によって有用な情報が提供できるという場合には、次のことを説明されたい。</p> <p>(i) 当該資産について純損益を通じて公正価値で測定することが要求される理由（すなわち、IFRS 第 9 号を適用して、資産が SPPI ではないキャッシュ・フローを有していると企業が結論を下す理由）</p> <p>(ii) どの測定アプローチが、当該資産に関して有用な情報を提供できると考えるのか、及びその理由（当該アプローチをどのように適用するのかの説明を含む）。例えば、当該資産に償却原価測定の実務事項をどのように適用するのか（特に、キャッシュ・フローが信用リスク以外の変動可能性に晒されている場合）。（実効金利法の適用に関する追加質問については情報要請のセクション 7 参照）</p> <p>(b) キャッシュ・フロー特性の評価は一貫して適用できるか。賛成又は反対の理由は何か。</p> <p>要求事項が、IFRS 第 9 号の範囲に含まれるすべての金融資産（サステナビリティに連動した要素などの新たな商品要素を含んだ金融資産を含む）に一貫した方法で当該評価を適用できるようにするのに十分なほど明確で包括的であるかどうかを説明されたい。</p> <p>実務の不統一が存在する場合には、その不統一はどのくらい一般的であるのか及び企業の財務諸表に対する影響を説明されたい。</p> <p>(c) キャッシュ・フロー特性の評価から生じた予想外の影響はあるか。これらの影響はどのくらい重大か。</p> <p>契約上のキャッシュ・フローの評価のコストと便益を、財務諸表の作成者、財務諸表利用者、監査人又は規制当局にとっての財務報告上又は運用上の影響を考慮して、説明されたい。</p> <p>上記(a)から(c)に回答するにあたり、サステナビリティに連動した要素を含んだ金融商品（情報要請のスポットライト 3.1 参照）及び契約上リンクしている金融商品（情報要請のスポットライト 3.2 参照）に関する情報を含めていただきたい。</p>

付録 A—情報要請における質問（続き）

表 A1—情報要請	
番号	質 問
4	<p>資本性金融商品とその他の包括利益</p> <p>(a) 資本性金融商品に対する投資の公正価値変動を OCI に表示する選択は、当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。</p> <p>IFRS 第 9 号を適用して作成した資本性金融商品に対する投資に関する情報が、財務諸表利用者には有用であるかどうかを説明されたい ((i) 純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品と(ii) OCI 表示の選択を適用した資本性金融商品の両方を考慮して)。</p> <p>OCI 表示の選択を適用した資本性金融商品について、当該投資に関する情報が有用であるかどうかを説明されたい (当審議会がこの選択を適用することを意図した投資の種類、処分による利得及び損失のリサイクリングの禁止及び IFRS 第 7 号で要求している開示を考慮して)。</p> <p>(b) どのような資本性金融商品について、企業は公正価値変動を OCI に表示するを選択しているのか。</p> <p>これらの資本性金融商品の特性、この選択を当該投資について使用することを企業が選択した理由、及び企業の資本性投資ポートフォリオのうち当該投資が占める比率はどのくらいなのかを説明されたい。</p> <p>(c) 資本性金融商品に対する投資の公正価値変動を OCI に表示する選択から生じた予想外の影響はあるか。これらの影響はどのくらい重大か。</p> <p>IFRS 第 9 号で導入された要求事項が企業の投資意思決定に影響を与えたかどうかを説明されたい。そうである場合、理由は何か、どのように影響を与えたのか、どの程度なのか。回答の裏付けとなる利用可能な証拠 (影響の内容及び重大性を当審議会が理解できるようにする証拠) を示されたい。</p> <p>上記(a)から(c)に回答するにあたり、利得及び損失のリサイクリングに関する情報を含めていただきたい (情報要請のスポットライト 4 参照)。</p>

付録 A—情報要請における質問（続き）

表 A1—情報要請	
番号	質 問
5	<p>金融負債と自己の信用</p> <p>(a) 自己の信用の影響の OCI への表示についての要求事項は当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。</p> <p>当該要求事項（関連する開示要求を含む）が当審議会の目的を達成したかどうか、特に、当該要求事項が金融負債の適切な母集団を対象としているかどうかを説明されたい。</p> <p>(b) 金融負債に関して、この適用後レビューの一部として当審議会が考慮すべきであるとコメント提出者が考える他の事項はあるか（セクション 6 で議論している条件変更は除く）。</p> <p>その事項及びそれが適用後レビューにおいて当審議会が行う評価と関連する理由を説明されたい。</p>
6	<p>契約上のキャッシュ・フローの条件変更</p> <p>(a) 契約上のキャッシュ・フローの条件変更についての要求事項は当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。</p> <p>IFRS 第 9 号の 5.4.3 項を適用する目的上、どのような変更を金融資産の条件変更と考えるのか及び IFRS 第 9 号の 3.3.2 項を適用する目的上、どのような変更を金融負債の条件変更であると考えられるかを説明されたい。当該各項（及び条件変更に関する開示要求）の適用は、財務諸表利用者にとって有用な情報をもたらしているか。</p> <p>(b) 契約上のキャッシュ・フローの条件変更についての要求事項は一貫して適用することができるか。賛成又は反対の理由は何か。</p> <p>当該要求事項により、金融資産又は金融負債が条件変更されているかどうか及び条件変更が認識の中止を生じさせるかどうかを企業が一貫した方法で評価することが可能となっているかどうかを説明されたい。当該要求事項は金融資産と金融負債とで異なる方法で適用されていたか。</p> <p>実務の不統一が存在する場合には、その不統一はどのくらい一般的であるのか及び企業の財務諸表に対する影響を説明されたい。</p>

付録 A—情報要請における質問（続き）

表 A1—情報要請	
番号	質問
7	<p>償却原価と実効金利法</p> <p>(a) 実効金利法は当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。</p> <p>当該要求事項の適用により、実効金利法を適用して測定される金融商品について将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報が財務諸表利用者にもたらされているかどうかを説明されたい。</p> <p>(b) 実効金利法は一貫して適用することができるか。賛成又は反対の理由は何か。</p> <p>企業が IFRS 第 9 号の B5.4.5 項又は IFRS 第 9 号の B5.4.6 項（「キャッチアップ修正」）を適用する契約上のキャッシュ・フローの変更の種類、及び当該各項がどのような場合に適用されるかの決定にあたり実務の不統一があるかどうかを説明されたい。</p> <p>また、キャッチアップ修正が表示される純損益の科目及びこうした修正が通常はどのくらい重大であるのかも説明されたい。</p> <p>実務の不統一が存在する場合には、その不統一はどのくらい一般的であるのか及び企業の財務諸表に対する影響を説明されたい。</p> <p>上記(a)から(b)に回答するにあたり、条件付の金利及び将来キャッシュ・フローの見積りに関する情報を含めていただきたい（情報要請のスポットライト 7 参照）。</p>
8	<p>経過措置</p> <p>(a) 経過措置は当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。</p> <p>比較情報の修正再表示を免除する救済措置と移行に関する開示の要求事項との組合せが、財務諸表の作成者にとってのコスト節減と財務諸表利用者への有用な情報の提供との適切なバランスを達成したかどうかを説明されたい。</p> <p>また、当審議会が財務諸表利用者にとっての情報の有用性を大きく減少させずに追加の経過的な救済措置を設ける余地があったかどうか、及びそれはどのような要求事項についてであったかも説明されたい。</p> <p>(b) 経過措置の適用の予想外の影響又は課題はあったか。それらがあった理由又はなかった理由は何か。</p> <p>分類及び測定 of 要求事項を遡及適用する際に、財務諸表の作成者が直面した予想外の影響又は課題があれば説明されたい。そうした課題はどのようにして克服されたか。</p>

付録 A—情報要請における質問（続き）

表 A1—情報要請	
番号	質 問
9	<p>その他の事項</p> <p>(a) IFRS 第 9 号における分類及び測定の実施後レビューの一部として当審議会が検討すべきであるとコメント提出者が考える追加の事項はあるか。ある場合、当該事項はどのようなものか、また、検討すべきだとする理由は何か。</p> <p>それらの事項を適用後レビューの目的の文脈において考慮すべきである理由、及び指摘された事項の一般性を説明されたい。関連性がある場合には、実例及び裏付けとなる証拠を示されたい。</p> <p>(b) IFRS 第 9 号の開発全般に対する当審議会のアプローチを考慮して、当審議会の将来の基準設定プロジェクトに有用なインプットを提供する可能性のある学んだ教訓についての意見があるか。</p>

付録 B—IASB が情報を収集した方法

情報要請を通じた公開協議

2021年9月に、IASBは情報要請「適用後レビュー—IFRS第9号『金融商品』—分類及び測定」を一般のコメントを求めるために公表した。この情報要請は2022年1月28日までコメントを受け付けた。IASBは95通のコメントレターを受け取り、それらはIFRS財団の[ウェブサイト](#)で入手可能である⁶。

これらの表のデータは、適用後レビューにおいて意見を収集するために行われた他の協議活動と合わせて検討すべきものである。

情報要請へのコメント提出者は、さまざまな利害関係者グループを代表していた。

コメント提出者の種類	コメント提出者数	コメント提出者の割合 (%)
会計事務所	9	10
作成者	36	38
規制当局	8	8
基準設定主体あるいは会計士団体	33	35
財務諸表利用者	1	1
その他	8	8
合計	95	100

情報要請に対するコメント提出者はさまざまな地域を代表していた。

地域	コメント提出者数	コメント提出者の割合 (%)
アフリカ	2	2
アジア	21	22
欧州	49	52
中南米	6	6
北米	4	4
オセアニア	4	4
グローバル ⁷	9	10
合計	95	100

⁶ この合計にはコメント期間終了後に受け取った1通のコメントレターが含まれている。

⁷ 「グローバル」は、複数の地域を代表したコメント提出者を意味している。

付録 B—IASB が情報を収集した方法（続き）

利害関係者との対話

適用後レビューの期間中に、IASB メンバー及びテクニカルスタッフは広範囲の利害関係者と会合を行い、これには適用後レビューの第 1 フェーズ中の 24 回の利害関係者との対話イベント及び第 2 フェーズ中の 21 回のイベントが含まれていた。協議した利害関係者には、研究者、財務諸表利用者、作成者、規制当局、監査人及び基準設定主体、並びに IFRS 諮問機関（資本市場諮問委員会、世界作成者フォーラム、会計基準アドバイザー・フォーラム）が含まれていた。これらのイベントのいくつかは、基準設定主体又は会計専門家団体の協力を受けた。

これらのイベントには、さまざまな利害関係者グループからの参加者が含まれていた。

参加者の種類	イベント回数	イベントの割合 (%)
研究者	3	7
会計事務所	6	13
作成者及び業界団体	19	42
規制当局及び政府機関	2	5
基準設定主体	6	13
財務諸表利用者	3	7
その他	6	13
合 計	45	100

これらのイベントには、さまざまな地域からの参加者が含まれていた。

地 域	参加者数	参加者の割合 (%)
アジア	3	7
欧州	19	42
北米	1	2
グローバル ⁸	22	49
合 計	45	100

⁸ 「グローバル」は、複数の地域を代表した参加者を含むイベントを意味している。

付録 B—IASB が情報を収集した方法（続き）

学術研究のレビュー

IASB は、EBSCO、社会科学研究ネットワーク、Google Scholar 及びその他の学術研究データベースを使用して学術研究をレビューした。IASB は、これらのデータベースを適用後レビューの範囲に含まれていたトピックに基づくキーワードのセットを使用して検索した。IASB はまた、会合及び 2020 年 IASB 研究フォーラムに参加した研究者から提出された論文もレビューし、IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項の適用及び影響についての *Australian Accounting Review* の特別号をレビューした。IASB は、検索で識別した公表・未公表の両方の原稿を調査した。

IASB は、情報要請を公表した前後に 2 回の学術レビューを行った。学術研究のレビューには、適用後レビューの範囲に含まれる 17 件の研究が含まれており、このうち 13 件は学術論文の中で公表され、4 件は未公表のワーキングペーパーであった。その未公表のワーキングペーパーには、売却可能有価証券及び未実現損益に関しての US GAAP 上の証拠を提供した学術論文の要約レビューが含まれていた。

学術研究からの発見事項には、次のことが含まれていた。

- IFRS 第 9 号の適用開始年度において、サンプルとした欧州銀行の大半の金融商品は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」における区分と同じ区分のままであったという証拠
- IFRS 第 9 号の適用後に OCI 表示の選択を利用することが、それにより企業の報告損益に影響を与えることを経営者が意図していることに関連しているかどうかについての結論の分かれた証拠
- IFRS 第 9 号が適用された後に、稼得利益の価値関連性が減少し、その他の包括利益の価値関連性が増大したという証拠
- 企業自身の信用リスクの変動に対する投資者の情報処理は、企業が当該変動を純損益又はその他の包括利益のどちらに表示しているかによって影響を受けているという証拠

付録 C—フィードバックの要約及び IASB の対応

分類及び測定

表 C1—情報要請の質問 1	
フィードバック	IASB の対応
<p>大多数のコメント提出者は、当該要求事項は実務において概ねうまく機能していると報告した。当該要求事項を適用している企業は、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を財務諸表利用者に提供する方法で金融商品を測定している。</p> <p>コメント提出者は次の点については表明した見解が分かっていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IFRS 第 9 号「金融商品」における原則ベースのアプローチは、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」におけるアプローチと比較して、複雑性が増大したのか又は減少したのか ● IFRS 第 9 号における分類アプローチから達成される便益は、新しい要求事項を適用するために生じるコストを上回ったかどうか <p>少数のコメント提出者は、一般的に、IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号への変更は、金融資産の分類方法に大規模な影響を生じさせなかったと述べた。しかし、一部の企業では、IFRS 第 9 号への移行時に多大なコスト及び労力が生じた。</p>	<p>この質問は、IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項に関するコメント提出者の全体的な見解及び経験を IASB が理解するのに役立つことを意図していた。</p> <p>コメント提出者の過半数は、当該要求事項は実務において概ねうまく機能しており、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を財務諸表利用者に提供するような金融商品の測定をもたらしていると述べた。</p> <p>IASB は、情報要請の質問 2 から 9 に対応した分類及び測定の要求事項の特定の領域についてのコメント提出者のフィードバックを検討した。</p> <p>IASB がこのトピックに関して決定を行うことが必要とされた適用上の疑問点はなかった。</p>

付録 C—フィードバックの要約及び IASB の対応（続き）

金融資産の管理に関する事業モデル

表 C2—情報要請の質問 2	
フィードバック	IASB の対応
<p>大多数のコメント提出者は、一般的に、事業モデルの評価は、企業がキャッシュ・フローを生み出すために金融資産をどのように管理しているのかに関する有用な情報を財務諸表利用者に提供するという IASB の目的を達成しているという見解を共有した。事業モデルについてのフィードバックの大半は、次のことに関連するものであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業が当該要求事項を一貫して適用することができるかどうか ● 事業モデルの変化があった場合に金融資産の分類変更を行うという要求事項 <p>コメント提出者は、一貫した適用に関して表明した見解が分かれていた。少数の利害関係者は、企業の情報の比較可能性を増大させるためのより詳細な適用指針を要望した。他方、より詳細な適用指針は実務を混乱させたり、一部の状況においては不適切なルール・ベースの要求事項を生じさせたりする可能性があるという懸念を示した利害関係者もいた。</p> <p>一般的に、規制当局、基準設定主体及び投資者は、分類変更についての IFRS 第 9 号の要求事項に対して肯定的なフィードバックを提供した。しかし、作成者は IASB が当該要求事項の制限性を減少させることを提案した。</p>	<p>IASB は、これらの事項について追加の対応は行わないことを決定した。フィードバックで、事業モデルの評価が意図されたとおりに機能していることが示されたからである。</p> <p>IASB は、コメント提出者が提案した改善は、概ね、IFRS 第 9 号の根本的側面ではなく特定の取引に関するものであることに留意した。IASB の考えでは、IFRS 第 9 号はこれらの事項に関する詳細な適用指針をすでに提供しており、追加のガイダンスは要求事項がルール・ベースとなるリスクがある。</p> <p>さらに、IASB が分類変更の要求事項が適用される変更の範囲を拡大するとした場合、IFRS 第 9 号の中での要求事項の複雑性を増大させることとなり、財務諸表で提供される情報を利用者が理解するのがより困難となるであろう⁹。</p>

⁹ 詳細は IASB の 2022 年 10 月会議の[アジェンダ・ペーパー 3B](#) 参照

付録 C—フィードバックの要約及び IASB の対応（続き）

契約上のキャッシュ・フローの特性

表 C3—情報要請の質問 3	
フィードバック	IASB の対応
<p>大多数のコメント提出者は、契約上のキャッシュ・フローの特性の評価は概ね IASB が意図したように機能しており、当該要求事項は大半の金融資産に一貫して適用できると述べた。彼らの考えでは、当該要求事項は、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を財務諸表利用者に提供するという IASB の目的を達成している。</p> <p>しかし、コメント提出者は、企業が当該要求事項を一貫して適用することが困難であると考えられる 2 種類の金融商品を識別した。すなわち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ESG 連動要素のある金融商品 ● 契約上リンクしている金融商品 <p>少数のコメント提出者はその他の適用上の課題を指摘し、追加の適用指針又は教育的資料を提供するか、要求事項を明確化するかのいずれかを IASB に要望した。こうした適用上の課題は次の決定に関するものである。</p> <p>(a) ある金融資産がノンリコース要素を有しているかどうか</p> <p>(b) 企業はベイルイン法制から生じるキャッシュ・フローを考慮する必要があるかどうか</p> <p>(c) 契約でインフレーションについて調整される金利はレバレッジをもたらすかどうか</p> <p>(d) 政府が課したレバレッジ要因を含んだ金利は規制金利であるかどうか</p> <p>(e) 期限前償還要素には、契約の早期解約に対する合理的な補償が含まれるかどうか</p> <p>(f) 特定の種類の金利に、貨幣要素の条件変更後の</p>	<p>IASB は、ESG 連動要素のある金融商品及び契約上リンクしている金融商品に関して、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を評価するための要求事項を明確化するプロジェクトを作業計画に追加することを決定した¹⁰。</p> <p>その他の適用上の疑問点について、IASB は次のことを決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事項(a)を契約上リンクしている金融商品の分析の一部として検討する。 ● 事項(b)に関して結果的修正が必要となるかどうかを、資本の特徴を有する金融商品のプロジェクトがさらに進展した後に検討する。 ● 事項(c)及び(d)について追加の対応を行わない。これらの疑問点は広範囲ではなく、企業の財務諸表に対して重要性がある影響を与えとも見込まれないと指摘した会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) のメンバーとの議論に基づく判断である。 ● 事項(e)及び(f)について追加の対応を行わない。IASB は過去にこれらの事項を検討しており、利害関係者との議論で、実務が確立されている旨が示唆されているからである¹¹。

¹⁰ 詳細は IASB の 2022 年 4 月会議の[アジェンダ・ペーパー3B](#)及び[アジェンダ・ペーパー3C](#) 参照

¹¹ 詳細は IASB の 2022 年 4 月会議の[アジェンダ・ペーパー3A](#) 参照

時間価値が含まれるかどうか

付録 C—フィードバックの要約及び IASB の対応（続き）

資本性金融商品及びその他の包括利益

表 C4—情報要請の質問 4	
フィードバック	IASB の対応
<p>コメント提出者は、資本性投資について事後の公正価値の変動をその他の包括利益 (OCI) に表示するという企業が有している選択及び処分損益を純損益に振り替えること (リサイクリング) は行わないという要求に関して、多様な意見を表明した。これらの見解は、IASB が過去の多くの機会で受けたフィードバックと一貫しており、次のことについて利害関係者が異なる (そして、多くの場合、強固な) 見解を有していることを確認するものとなっている。</p> <p>(a) OCI の役割及びそれを「実現」損益と「未実現」損益を区別するために使用すべきかどうか</p> <p>(b) 金額を純損益で報告することの重要度と金額を OCI で報告することの重要度及び OCI における金額はどのような場合にリサイクルされるのか又はされないのか</p> <p>IASB がリサイクリングを要求するように IFRS 第 9 号を修正することを提案したコメント提出者は、リサイクリングについての要求事項には頑健な減損モデルが伴わなければならないことに同意した。</p> <p>しかし、少数のコメント提出者 (証券規制当局及び健全性規制当局を含む) は、IFRS 第 9 号の要求事項が予想外の影響を生じさせたか又は企業の投資意思決定に影響を与えたという証拠は識別していないと報告した。</p> <p style="text-align: right;">(続く)</p>	<p>IASB は、IFRS 第 9 号における資本性投資についての要求事項 (OCI 表示の選択を含む) に変更を加えないことを決定した。次のことに関する証拠が識別されなかったからである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資本性投資についての要求事項 (OCI 表示の選択を含む) の適合性又は明瞭性に関する根本的な疑問 ● 当該要求事項を適用することの財務諸表利用者に対する便益又はコストが、IASB が予想したものと著しく異なるということ <p>IASB は、OCI 表示の選択が、目的適合性がないか又は企業の業績の忠実な表現とはならない情報を生じさせると財務諸表利用者が考えていることを示唆する新たな証拠があれば (すべての要求事項について行うのと同様に) 引き続き注視し評価する。</p> <p>しかし、OCI 表示の選択が行われた資本性投資の全体的な業績に関して提供される情報の有用性及び透明性を増大させるという利害関係者の要望に対応するにあたり、IASB は、追加的な開示要求を IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に追加することを提案すると暫定的に決定した。</p> <p style="text-align: right;">(続く)</p>

付録 C—フィードバックの要約及び IASB の対応（続き）

表 C4—情報要請の質問 4（続き）	
フィードバック	IASB の対応
<p>また、コメント提出者は、企業が OCI 表示の選択を使用する資本性金融商品の範囲に関してのまちまちな実務を報告した。極少数のコメント提出者は、OCI 表示の選択は使用されることが稀であるか又は「戦略投資」についてのみ使用されると報告した。多数の他のコメント提出者（主として保険会社）は、OCI 表示の選択を売買目的保有以外のすべての資本性投資に適用しているか又は適用するつもりであるかのいずれかであると述べた。</p> <p>少数のコメント提出者は、IASB が OCI 表示の選択の範囲を拡張して、間接的な持分保有及び「持分類似」の金融商品（IAS 第 32 号「金融商品：表示」に記述されているプッタブル金融商品など）を含めることも提案した。</p>	<p>IASB は、修正案を金融商品の分類及び測定のための修正に関して公表を予定している公開草案に含めることが最も効率的であろうと決定した¹²。</p>

¹² 詳細は IASB の 2022 年 10 月会議の [アジェンダ・ペーパー 3A](#) 参照

付録 C—フィードバックの要約及び IASB の対応（続き）

金融負債及び自己の信用

表 C5—情報要請の質問 5	
フィードバック	IASB の対応
<p>コメント提出者はこのトピックについて限定的なフィードバックを提供した。大多数のコメント提出者は次のように述べた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金融負債の要求事項は概ねよく機能している。 ● 自己の信用リスクを OCI に表示するという要求は、IAS 第 39 号と比較して歓迎される変更であり、意図されたように機能している。 <p>しかし、極少数のコメント提出者は、自己の信用リスクの変動から生じた公正価値変動をその他の公正価値変動と区分するための要求事項について、次のように述べた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適用が困難である。これらのコメント提出者は、これらの要求事項を組込デリバティブ及び他の要素を含んだ複雑な金融商品に適用することは特に困難であると述べた。 ● 純損益を通じて公正価値で測定することを要求される金融負債に拡張すべきである（純損益を通じて公正価値で測定するものに指定した金融負債のみに適用するのではなく）。 	<p>フィードバックでは、金融負債についての要求事項（純損益を通じて公正価値で測定するものに指定した金融負債についての自己の信用の変化の表示を含む）の明瞭性及び適合性に関して根本的な疑問はないことが示唆された。したがって、IASB はこの事項について追加の対応を行わないことを決定した。</p>

付録 C—フィードバックの要約及び IASB の対応（続き）

契約上のキャッシュ・フローの条件変更

表 C6—情報要請の質問 6	
フィードバック	IASB の対応
<p>少数のコメント提出者は、金融資産又は金融負債の条件変更に関する要求事項は意図されたとおりに機能しており、当該要求事項の適合性に関して根本的な疑問はないと述べた。しかし、大多数のコメント提出者は、実務の不統一があり、企業は当該要求事項を一貫して適用していないと述べた。</p> <p>コメント提出者は、当該要求事項の適用の一貫性を改善するために追加の適用指針（次のようなガイダンスを含む）を提供すべきであると提案した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 何が条件変更となるのかを明確化する。 ● 条件変更が認識の中止を生じさせる場合を明確化する（条件変更が「大幅」かどうかの評価方法及びどの場合に定性的若しくは定量的な指標又はその両方を使用すべきなのかを含む） ● 部分的な認識の中止と条件変更との相違、及び残りの又は条件変更後の金融商品の事後の会計処理を明確化する。 ● 条件変更による利得又は損失を純損益のどこで及びどのように認識すべきかを明確化する。 <p>コメント提出者は、IASB が金融資産に関する要求事項について追加のガイダンスを提供することも要望した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 条件変更の理由（例えば、支払猶予か市場での再交渉か）が、条件変更が認識の中止を生じさせるかどうかに影響を与えるかどうか（影響を与える場合、どの程度までか）を明確化する。 ● 条件変更と、実効金利法の適用（情報要請の質問 7）及び IFRS 第 9 号における予想信用損失との関係を明確化する。 	<p>IASB は、償却原価測定に関するプロジェクトをリサーチ・パイプラインに追加することを決定した。当該プロジェクトは、金融資産及び金融負債の条件変更並びに実効金利法の適用（情報要請の質問 7）に関する IFRS 第 9 号の要求事項を明確化することを目的とする¹³。</p> <p>IASB は、条件変更及び償却原価測定に関する適用上の疑問点と IFRS 第 9 号における予想信用損失の要求事項との潜在的な重複を認識した。IASB は、IFRS 第 9 号 — 減損の適用後レビューを通じた潜在的な発見事項を、このプロジェクトの範囲について決定する際及び作業の開始前に考慮する。</p>

¹³ 詳細は IASB の 2022 年 7 月会議の [アジェンダ・ペーパー 3A](#) 参照

付録 C—フィードバックの要約及び IASB の対応（続き）

償却原価及び実効金利法

表 C7—情報要請の質問 7	
フィードバック	IASB の対応
<p>大多数のコメント提出者は、IFRS 第 9 号を適用するにあたり、測定基礎としての償却原価は、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を財務諸表利用者に提供すると述べた。少数のコメント提出者は、実効金利法は意図されたとおりに機能しており、当該要求事項はよく理解されていると述べた。</p> <p>しかし、質問 6（条件変更）と同様に、大多数のコメント提出者は、実効金利法は多くの適用上の疑問点を生じさせていると述べた。契約上のキャッシュ・フローの修正の会計処理方法を作成者が決定するのに役立つためのガイダンス及び明確な原則が欠けているためである。コメント提出者は、最も困難で解釈を要する領域を次のとおり識別した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約上の金利に付帯している条件（例えば、融資又は ESG に連動した目標を満たす上での借手の業績に基づく契約上の金利の低減）から生じる不確実性を反映する方法 ● 将来の契約上のキャッシュ・フローの見積りの事後的な変動の会計処理方法（例えば、どのような場合に IFRS 第 9 号の B5.4.5 項又は B5.4.6 項を適用すべきか） <p style="text-align: right;">（続く）</p>	<p>IASB は、償却原価測定に関するプロジェクトをリサーチ・パイプラインに追加することを決定した。当該プロジェクトは、金融資産及び金融負債の条件変更（情報要請の質問 6）並びに実効金利法の適用に関する IFRS 第 9 号の要求事項を明確化することを目的とする¹⁴。</p> <p>IASB は、条件変更及び償却原価測定に関する適用上の疑問点と IFRS 第 9 号における予想信用損失の要求事項との潜在的な重複を認識した。IASB は、IFRS 第 9 号 — 減損の適用後レビューを通じた潜在的な発見事項を、このプロジェクトの範囲について決定する際及び作業の開始前に考慮する。</p>

¹⁴ 詳細は IASB の 2022 年 7 月会議の[アジェンダ・ペーパー 3B](#) 参照

付録 C—フィードバックの要約及び IASB の対応（続き）

表 C7—情報要請の質問 7（続き）	
フィードバック	IASB の対応
<p>コメント提出者は、明確化及び追加的な説明から便益が得られるであろう領域を識別した。これには次の領域が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IFRS 第 9 号の B5.4.5 項における「変動金利」の金融商品の意味及びこれは全体としての契約上の金利を指すのか又は当該金利の一部のみを指すのか ● IFRS 第 9 号の B5.4.5 項における「市場金利の動き」の意味及びこれには契約に示されている契約上の金利のあらゆる修正が含まれるのかどうか ● 契約上のキャッシュ・フローの条件変更後の金融商品の実効金利に対する影響（例えば、金利の計算基礎が固定金利から変動金利に変更される場合、又はその逆の場合において） ● 契約上のキャッシュ・フローの条件変更の一部として受け取った未償却取引コスト及び手数料の会計処理 ● IFRS 第 9 号の 5.4.3 項における「発生したコスト及び手数料」の意味及びこれには貸手と借手の両方の受け取った手数料、支払った手数料及び支払ったコストが含まれるのかどうか 	

付録 C—フィードバックの要約及び IASB の対応（続き）

経過措置

表 C8—情報要請の質問 8	
フィードバック	IASB の対応
<p>コメント提出者は、このトピックについて限定的なフィードバックを提供した。全般的に、コメント提出者は、経過措置はうまく機能し、提供された救済措置は作成者にとってのコストの低減と財務諸表利用者への有用な情報の提供との適切なバランスを達成したと述べた。</p> <p>極少数のコメント提出者は、提供された救済措置にかかわらず、一部の企業では IFRS 第 9 号の初度適用にあたり多大なコストが生じたと述べた。</p> <p>極少数のコメント提出者は、比較対象期間に認識の中止が行われた金融資産への IFRS 第 9 号の適用の禁止（企業が比較情報の修正再表示を選択する場合）についてコメントした。これらのコメント提出者は、事後的判断により、この禁止は強制ではなく任意とし、比較情報を全面的に修正再表示したいと考えた企業がそのようにできるようにすべきであったと述べた。</p>	<p>この質問は、経過的な開示が財務諸表の作成者にとってのコストの低減と財務諸表利用者への有用な情報の提供との適切なバランスを達成したかどうかを IASB が理解するのに役立つことを意図していた。</p> <p>IASB はこのトピックに関して何も決定を求められなかった。フィードバックは、概ね IFRS 第 9 号への移行時に提供された要求事項及び救済措置は作成者にとってのコストと利用者への便益の良好なバランスを達成したと認めていたからである。</p>

付録 C—フィードバックの要約及び IASB の対応（続き）

その他の事項—金融資産又は金融負債の決済としての電子送金

表 C9—情報要請の質問 9	
フィードバック	IASB の対応
<p>コメント提出者は、この質問に対して限定的なフィードバックを提供した。しかし、コメント提出者が指摘した 1 つの事項は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）の 2021 年 9 月会議での、金融資産の決済として電子送金で受け取る現金についての議論に言及したものであった¹⁵。</p> <p>これらのコメント提出者は、IASB が委員会の暫定的な決定の含意を検討するよう求めた。彼らの考えでは、その暫定的なアジェンダ決定で示された要求事項の適用は、長年にわたる確立された実務に多大な影響を及ぼすことになるからである。したがって、こうした要求事項は適用が困難でコストが掛かるものとなるであろう。</p> <p>情報要請の質問 9 に関してコメント提出者が指摘したその他の事項に関するフィードバックについては、この付録の表 C10 参照。</p>	<p>委員会の暫定的なアジェンダ決定は、金融資産の認識の中止の要求事項への適用に焦点を当てていたが、利害関係者が指摘した実務上の懸念の大半は金融負債に関するものであった。</p> <p>実務の不統一を減少させ IFRS 第 9 号の認識の中止の要求事項の一貫した適用を支援するため、IASB は、金融資産（「通常の方法による」取引を除く）及び金融負債の認識の中止について、企業は決済日会計を適用することを明確化することを決定した。</p> <p>また、IASB は、特定の要件が満たされる場合には、決済日に現金を引き渡す前に企業が金融負債の認識の中止を行うことを認めるという会計方針の選択を開発することも決定した。</p> <p>これらの修正案は、計画されている公開草案に含まれることとなり、そこには金融商品に関する分類及び測定 of 要求事項のその他の修正が含まれる。</p>

¹⁵ 詳細は、[金融資産の決済として電子送金で受け取る現金（IFRS 第 9 号）](#) のプロジェクト・ページ参照

付録 C—フィードバックの要約及び IASB の対応（続き）

その他の事項—その他の適用上の疑問点

表 C10—情報要請の質問 9	
フィードバック	IASB の対応
<p>コメント提出者はこの質問に対して限定的なフィードバックを提供した。</p> <p>この質問に対して報告された 1 つの事項（金融資産の決済として電子送金で受け取る現金に関して）については、別個の表（この付録の表 C9）で議論している。</p> <p>また、コメント提出者は、IASB は以下を含むその他の事項を考慮すべきであるとも述べた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 購入又は組成した信用減損金融資産 ● 金融資産の認識の中止 ● 非金融商品の売買契約 ● 資本性投資と OCI 取引コスト ● 売買目的で保有する金融資産及び金融負債 	<p>IASB は、購入又は組成した信用減損金融資産についての適用上の疑問点を、実施予定の IFRS 第 9 号の減損の要求事項に係る適用後レビューの一部として検討することを決定した。</p> <p>ASAF メンバーと協議した後、IASB は残りの事項については追加の対応を行わないことを決定した。幅広く報告されているものではなく、企業の財務諸表に対して重要性がある影響を及ぼすことが見込まれないからである。さらに、IFRS 第 9 号は売買目的で保有する金融資産及び金融負債についての適用上の疑問点について十分なガイダンスを提供している¹⁶。</p>

¹⁶ 詳細は IASB の 2022 年 9 月会議の[アジェンダ・ペーパー3](#)参照

付録 D—適用後レビューの日程

